

## 議案第17号

東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について

東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について、次のとおり提案する。

令和3年4月22日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 1 提案理由

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和3年東広島市条例第6号）の制定により、保存等のうち他の条例等の規定により書面で行わなければならないとされているもの（市の機関が定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面の保存等に代えて、当該書面に係る電磁的記録の保存等を行うことができることとなったことに伴い、東広島市教育委員会の所管する条例等の規定に基づく書面の保存等を、当該書面に係る電磁的記録の保存等により行うことについて必要な事項を定めるため、この議案を提出するものである。

### 2 制定案

別紙のとおり

### 3 施行期日

公布の日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会規則の制定等）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

民間事業者等が、東広島市教育委員会が所管する条例等に係る書面の保存等を、東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和3年東広島市条例第6号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和3年東広島市規則第17号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月23日

東広島市長 高 垣 廣 徳

## 東広島市規則第17号

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和3年東広島市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

3 条例等の規定により同一の内容の書面を2以上の事務所等（事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この項及び第5条において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第1項の規定により、当該2以上の事務所等のうち、

1の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

2 条例第4条第3項に規定する規則等で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定により書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定により書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織(民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による交付等の承諾等)

第7条 民間事業者等は、条例第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。